

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和元年 10 月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第1900149号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第1900050号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B事業所(以下「請求対象事業所」という。現在は、C社D事業所)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和21年2月20日から同年*月*日に訂正し、同年2月から同年*月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

昭和21年2月20日から同年*月*日までの期間については、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正15年生

住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正10年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年2月20日から同年*月*日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、請求対象事業所に勤務し厚生年金保険に加入していた。昭和19年*月に臨時召集により出征し、昭和21年*月に復員したことが陸軍戦時名簿で確認できるにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が昭和21年2月20日になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者については、日本年金機構の保管する健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、昭和19年6月1日に請求対象事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和21年2月20日に同被保険者資格を喪失した記録となっているが、請求者から提出された陸軍戦時名簿並びにE県F部G課から提出された軍歴証明書及び陸軍戦時名簿により、昭和19年*月*日に陸軍に臨時召集され、昭和21年*月*日に外地から復員したことが確認できる。

また、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとは考え難いことから、訂正請求記録の対象者は復員時まで厚生年金保険

被保険者資格を有していたと認められる。

さらに、当時の厚生年金保険法第 59 条の 2 では、厚生年金保険被保険者が陸海軍に徵集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除する旨規定されていることから、請求期間について厚生年金保険被保険者期間として算入することが必要である。

以上のことから、請求対象事業所における訂正請求記録の対象者の資格喪失年月日は、前記の軍歴証明書及び陸軍戦時名簿により確認できる復員日である昭和 21 年 * 月 * 日とすることが妥当である。

また、請求期間に係る保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが必要である。